

函 農 林

令和 7 年 (2025年) 1 2 月 2 4 日

経済建設常任委員会 委員各位

農林水産部長

函館市鳥獣被害防止計画(第6期)(変更案)および  
函館市ヒグマゾーニング計画(案)に対するパブリック  
コメント(意見公募)手続の実施について

このことについて、鳥獣による農林業等に係る被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため作成した標記①函館市鳥獣被害防止計画(第6期)の変更案および、②函館市ヒグマゾーニング計画(案)をとりまとめましたが、計画の策定にあたり函館市パブリックコメント(意見公募)手続要綱に基づき、下記のとおり市民等からの意見を募集いたします。

つきましては、委員の皆様へ公表する資料を配付させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

記

1 案件名

- ① 函館市鳥獣被害防止計画(第6期)(変更案)
- ② 函館市ヒグマゾーニング計画(案)

2 意見募集期間

令和8年1月7日(水)～令和8年2月6日(金)

3 結果公表の予定期

令和8年2月(予定期)

4 公表する資料

- ① 函館市鳥獣被害防止計画(第6期)(変更案)
- ② 函館市ヒグマゾーニング計画(案)

## 1. 計画策定の経過および基本方針

市では、平成21年度（2009年度）以降エゾシカによる農業被害が増加したことを受け、平成22年度（2010年度）にエゾシカ、ヒグマ、トドを対象とした「函館市鳥獣被害防止計画」を策定し、令和6年度（2024年度）には、エゾシカ、ヒグマを対象とした第6期となる計画を策定し、継続して狩猟団体による捕獲活動や函館市鳥獣被害防止対策協議会による被害防止対策を講じてきたところであります。

しかし、近年、全国的にクマの被害が深刻化しているなか、令和6年12月に「北海道ヒグマ管理計画」の改訂と令和7年4月に「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する法律」の改正が行われ、ヒグマの日常における被害防除や、市街地等における捕獲対応など、新しい対策が示されたところであります。市としても、これらを取り入れて、より効果的で実践的な対応を検討・実施し、ヒグマによる被害の低減と市民生活の安全、農林業の振興を図ることを目的に、「函館市鳥獣被害防止計画(第6期)」の変更を行うとともに、人とヒグマの空間的なすみ分けを図り、区域により効果的な対策を行うことを目的として、「函館市ヒグマゾーニング計画」を策定するものです。

## 2. 鳥獣被害防止計画(第6期)(変更案)におけるポイント

鳥獣保護管理法の改正により制度化された緊急銃猟について、関係団体の連携と緊急銃猟執行までの手順を共有するため本年12月に作成した「函館市ヒグマ緊急銃猟対応マニュアル」に基づき、実施体制を整備するとともに、北海道が策定している第2期ヒグマ管理計画にて推奨する、ゾーニング管理を取り入れた被害防止対策を行うことを今後の取り組み方針とし、それに伴う捕獲体制の強化や被害防除の取組等を実施するため、現計画のヒグマに関する事項を変更するものであります。

## 3. 函館市ヒグマゾーニング計画（案）策定におけるポイント

鳥獣被害防止計画に記載するゾーニング管理を行うため、市内全域を、ヒグマの個体群を維持する「コア生息地」、生息地と防除する地域の間に設ける「緩衝地帯」、ヒグマの生息は許容しない「防除地域」、ヒグマの侵入を許容しない「排除地域」の4つの地域にすみ分けし、各エリアにおける人の利用状況に応じた捕獲や被害防除等の対策についての目安を定めるものであります。

(別記様式第1号)

計画作成年度	2024年度（令和6年）
計画変更年度	2025年度（令和7年）
計画主体	函館市

## 函館市鳥獣被害防止計画(第6期)(変更案)

〈連絡先〉	
担当部署名	函館市農林水産部農林整備課
所在地	函館市東雲町4番13号
電話番号	(0138)-21-3344
FAX番号	(0138)-23-0325
メールアドレス	nourinseibi@city.hakodate.hokkaido.jp

## 1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間および対象地域

対象鳥獣	エゾシカ・ヒグマ
計画期間	2025年度（令和7年度）～2027年度（令和9年度）
対象地域	函館市内全域

## 2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

### (1) 被害の現状 2023年度（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
エゾシカ	ニンジン・馬鈴薯等	被害金額 13,025千円 被害面積 10.74ha
	物損（車両との衝突事故）	被害届出件数 75件
	道立公園の高山植物（ツツジ等）	公園内にて植生被害が発生 被害額は不明
ヒグマ	デントコーン・とうもろこし・ニンジン等	9圃場にて農業被害が発生 被害金額 3,030千円 被害面積 2.3ha

【参考】別紙1 エゾシカ・ヒグマによる農業被害額の推移

### (2) 被害の傾向

エゾシカ	<p>シカの捕獲頭数の増加や侵入防止柵の設置に加え農業者の被害防除意識の向上により、農業被害はピーク時の半分以下となる1,000万円前後で推移してきたところだが、第5期計画以降高止まりの状況にあり、令和5年度には1303万円となっている。</p> <p>また、東部地区においては、国道等の幹線道路におけるシカと車両の接触事故件数が増加しているほか、恵山道立公園における高山植物等の植生被害も継続的に発生している。</p> <p>森林においても、個体数増加の影響を受け、苗木の食害や、成木の樹皮はぎ被害が増加傾向にある。</p>
ヒグマ	<p>これまでと同様にデントコーンやとうもろこし等の他ニンジンの農業被害が発生しており、令和5年度の被害金額は303万円となっている。</p> <p>また、ヒグマの生息域と接する人家付近での目撃件数や幹線道路・通学路を横断する事例が増えており、市街地付近での徘徊や農地における親子クマの出没など、近隣住民の日常生活や農作業にも影響が出ている。</p> <p style="color:red;">令和7年度には、目撃や痕跡などの通報件数が例年の倍以上となり、市街地や住宅密集地付近における目撃情報等も多数確認されており人の生活を脅かしている。</p>

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (2023年度(令和5年度)	目標値 (2027年度(令和9年度)	備考
エゾシカ被害金額	13,025千円	現状値を20%軽減	2019年度(令和元年度)以降、被害額が増加した後高止まりとなっていることから、捕獲頭数を増やし被害を軽減する。
ヒグマ被害金額	3,030千円	現状値を20%軽減	農作物の被害が拡大する恐れがある場合は箱わなを設置し被害を軽減する。
ヒグマ人身事故発生件数	0件	0件	農林業地域や市民生活の活動域における出没情報の迅速な周知や出没の抑制を図る。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p><b>【エゾシカ】</b> 個体数の増加を抑制するため、市内の狩猟団体へ委託し計画的に捕獲している。 函館市鳥獣被害防止対策協議会の活動として、農業被害防止捕獲活動や「くくりわな」の貸出し、捕獲技術講習会を開催しているほか、生息数密度が高い地区では呼び餌や巻き狩りによる一斉捕獲を実施している。</p> <p><b>【ヒグマ】</b> 出没情報があった時点でハンター等が出没状況調査を行い、人畜に危害が及ぶ可能性や農作物への被害拡大の可能性を判断する。 人畜に危害が及ぶ可能性が高いと判断した場合は、箱わなの設置により捕獲している。</p>	<p><b>【エゾシカ】</b> 1年を通して確実に捕獲を実施することで被害防止に努めているが、実態の生息数の減少が確認できないことから捕獲頭数をさらに増加し対応する必要がある。</p> <p><b>【ヒグマ】</b> 市街地付近や住宅密集地付近の銃の使用ができない地域では、出没経路の確認や追跡調査などといった詳細な調査を行う際に危険が伴い、追い払いや捕獲等の対応が困難となっていたが、令和7年に市長の判断のもと銃による捕獲を可能とする「緊急銃猟」が制度化されたため、速やかに緊急銃猟を執行できる体制をつくる必要がある。</p>
防護柵等の設置に関する取組	<p><b>【エゾシカ】</b> 平成23年度以降、農業被害が集中していた地区において金網柵や電気柵を設置した。近年は農業者が自主的に電気柵を設置している箇所も増えている。</p> <p><b>【ヒグマ】</b> 桔梗地区でシカクマ兼用の電気柵を設置した。</p> <p><b>【エゾシカ・ヒグマ】</b> 農業者等を対象として被害防止研修会を開催し、電気柵を設置する際に必要な情報提供を行っている。</p>	<p><b>【エゾシカ】</b> 金網柵や電気柵の間隙からの侵入や囲まれていない農地での被害が発生し、対応が必要である。</p> <p><b>【ヒグマ】</b> デントコーンの被害が発生する農地は山林に隣接し起伏が激しいケースが多く電気柵等の設置が困難である。</p>

## (5) 今後の取組方針

### 【エゾシカ】

今後も個体数の増加を防ぐため、市内の狩猟団体への委託や函館市鳥獣被害防止協議会の捕獲活動により計画的な捕獲に努める。

なお、捕獲を重点的に行うためドローン等の活用により生息状況や行動範囲等を把握し、過去の捕獲状況等を地図化したものを捕獲従事者へ渡し情報を共有する。

また、協議会では、農業者等のくくりわな等免許取得を推進するための免許取得予備講習会開催を継続し、わな免許取得者の増員を図るとともに、構成機関から加入している組合員に対してくくりわなの積極的な活用について働きかけを行ってもらい、被害が発生する農地周辺で農業者が自ら行うくくりわな等での捕獲を支援する。

さらに、シカによる農作物被害の多い地域にある既存の侵入防止柵等を点検し、修繕が必要な箇所が見つかった場合は早急な対応を行うとともに、交付金等を活用して設置エリアの見直しを行う。

### 【ヒグマ】

令和5年度は、道内でヒグマによる人身事故が多発したところであり、本市においても市街地への出没が増加傾向にあることから、市、北海道および北海道警察の3者が連携し出没地区に応じた被害の予防対策、市民への注意喚起など被害の未然防止に努める。

また、出没時にはヒグマ出没情報共有システムを活用し関係団体との情報共有や市民への情報発信・注意喚起等を迅速に行うとともに、箱わな等を用いた捕獲や山林区域への追い払いを実施する。

新たに、鳥獣保護管理法の改正により制度化された緊急銃猟について、関係団体の連携と緊急銃猟執行までの手順を共有するため「函館市緊急銃猟マニュアル」を作成し、実施体制を整備するとともに、北海道が策定している第2期ヒグマ管理計画で推奨する、市街地への出没個体数の抑制のための春期管理捕獲の実施や、人とヒグマの空間的なすみ分けによって、転轡の低減とヒグマの存続を両立させながら被害防止対策を効率的に進めるゾーニング管理を導入するため「函館市ヒグマゾーニング計画」を策定し、設定する区域に沿った被害防止の取り組みを行う。

## 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・市内狩猟団体へ委託し捕獲計画の達成に必要な捕獲体制を確保する。
- ・函館市鳥獣被害防止対策協議会において農業団体と連携し農業者ハンターの増加に向けて狩猟免許取得講習やくくりワナの貸し出しを行う。
- ・市内を数ブロックに分けヒグマ出没時の緊急出動が可能となる班体制を構築する。
- ・市街地へのシカの出没が増加傾向にあるため対応可能な体制を確保する。
- ・市街地や住宅密集地にヒグマが出没した場合は「函館市緊急銃猟マニュアル」に基づき、市・警察・ハンター・北海道との連携をとり速やかに市民の安全を守る体制を確保する。

## (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
2025年 (令和7年) ～ 2027年 (令和9年)	エゾシカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな捕獲技術の導入についての検討。</li> <li>降雪期のドローンによる足跡追跡調査による効率的な捕獲。</li> <li>エゾシカとの交通事故発生箇所で重点的な捕獲の実施。</li> </ul>
	ヒグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>箱わな設置箇所を選定するため暗視カメラを用いて移動経路を特定。</li> <li>出没箇所周辺でドローンの赤外線カメラを用いた生息場所の把握。</li> <li>市街地や住宅密集地における出没を想定し定期的に図上や現地における緊急銃猟の訓練を行う。</li> <li>ヒグマに対応できるハンターを育成するため、捕獲技術向上の研修会への参加を推進する。</li> </ul>

## (3) 対象鳥獣の捕獲計画

対象鳥獣	捕獲計画数等の設定の考え方
エゾシカ	北海道が平成27年度に実施した「道南地区におけるエゾシカ生息状況調査」の結果を基に、市内全域の生息数を減少に向けるために必要となる捕獲頭数を1年間で1000頭以上と試算し、第5期計画にて捕獲計画数を1000頭（2024（令和6年度）は1200頭）と設定し狩猟による捕獲と併せて1000頭以上の捕獲頭数を確保してきたところであるが、農業被害や車両との接触事故件数、目撃情報等が増加傾向にあり生息数の減少が推定できないことから、第6期計画における捕獲計画数を1300頭に設定する。
ヒグマ	北海道ヒグマ管理計画に基づき、出没個体の有害性などを判断し人畜に危害が及ぼないよう適切な捕獲を実施する。ただし、市街地や住宅密集地での出没により、人命に危害が及ぶ可能性がある場合は、緊急銃猟等による個体の排除を優先する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	2025年度(令和7年度)	2026年度(令和8年度)	2027年度(令和9年度)
エゾシカ	1400頭	1400頭	1400頭

【参考】別紙1 エゾシカ捕獲頭数の推移

対象鳥獣	捕獲等の取組内容
エゾシカ	<p>市内の狩猟団体へ委託し、エゾシカの繁殖前となる4月から6月の期間に確実な捕獲を実施する。</p> <p>7月以降は農業被害等防止のため、函館市鳥獣被害防止対策協議会会員の狩猟団体や狩猟免許を取得した農業者により鳥獣被害防止総合対策事業における鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業を活用し捕獲を行う。</p> <p>東部地区では冬期間に巻き狩りや誘因エサによる一斉捕獲事業を実施する。</p> <p>また、渡島総合振興局東部森林室の協力のもと、冬季の道有林における林道除雪を行い、狩猟による捕獲効率を上げ、1年を通じて市内全域で銃器、わなによる捕獲を実施する。</p>
ヒグマ	<p>春期から秋期にかけての出没時に、農地に近い森林内に留まっている可能性があるため、ドローンによる調査を行う。また、有害性のある問題個体については、銃器や箱わなによる捕獲を実施する。</p> <p>市街地での出没については、警察・ハンター・市の3者で情報の共有をはかり、緊急銃猟を実施する場合に必要となる無線機器や捕獲者等の安全を確保するためヘルメットやクマスプレー等の備品を備える。</p> <p>函館市ヒグマゾーニング計画に基づき市街地等への侵入を防止する地域において繰り返し出没する個体を捕獲するため箱わなの個数を増やし捕獲体制を強化する。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
—

#### (4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
—	—

#### 4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	2026年度（令和8年度）	2027年度（令和9年度）	2028年度（令和10年度）
エゾシカ	食害、踏み荒らし等の被害があった場合、受益戸数2戸以上連続している場合に電気柵の貸し出しを行う	同左	同左
ヒグマ	移動可能なポータブル電気柵を購入し繰り返し出没が確認された箇所の侵入経路等へ設置する	同左	同左

## (2) その他被害防止に関する取組

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
2026年 (令和8年) ～ 2028年 (令和10年)	エゾシカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>生息状況調査（暗視カメラ設置やライトセンサス等）</li> <li>侵入防止柵の定期点検</li> <li>I C T機器の活用（ドローンによる被害および生息調査）</li> </ul>
	ヒグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>出没地区に応じた被害の予防対策。</li> <li>出没情報があり現地でヒグマと確認された場合は、周辺住民、町会、学校等公共施設への注意喚起とSNSを活用し、より広く市民への情報発信を行うほか、危険度が高い場合は観光等の訪問客への情報提供を図る。</li> <li>市街地等で繰り返し出没が確認された場合は、パトロールを強化し、生ゴミ等の誘引物の除去を行う。</li> <li>市街地等への侵入経路が確定されたら草刈りや雑木処理などによる緩衝帯の設置を行う。</li> </ul>

## 5. 対象鳥獣による住民の生命、身体または財産に係る被害が生じ、または生じるおそれがある場合の対処に関する事項

### (1) 関係機関等の役割

関係機関の名称	役 割
渡島総合振興局保健環境部 環境生活課	指導・助言、捕獲の許可
函館市農林水産部農林整備課 各支所産業建設課	狩猟団体への手配要請、学校・公共施設・町会等への広報、連絡調整
北海道警察 函館中央警察署地域課	通報受付、現場の安全確保、付近住民への広報
北海道警察 函館西警察署地域課	通報受付、現場の安全確保、付近住民への広報
北海道猟友会新函館支部 函館有害駆除会 一般社団法人 ノースランドレンジャー 函館ハンターズクラブ N P O 法人モダンハンティング in北海道	現場の巡回・検分、危険箇所パトロール、捕獲活動

### (2) 緊急時の連絡体制

別紙2「緊急時の連絡体制フロー図」のとおり
-----------------------

## 6. 被害防止対策の実施体制に関する事項

### (1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	函館市鳥獣被害防止対策協議会
--------------	----------------

構成機関の名称	役割
函館市農林水産部	協議会の連絡調整および農林業者や地域住民に対する啓発活動
新函館農業協同組合 七飯営農センター	農業被害状況調査 被害予防策推進 わな・網猟免許取得促進
函館市亀田農業協同組合	農業被害状況調査 被害予防策推進 わな・網猟免許取得促進
北海道獣友会新函館支部 函館有害駆除会	鳥獣の生態等に関する助言 有害鳥獣の捕獲
一般社団法人ノースランドレンジャー	鳥獣の生態等に関する助言 有害鳥獣の捕獲
函館ハンターズクラブ	鳥獣の生態等に関する助言 有害鳥獣の捕獲
NPO法人 モダンハンティングin北海道	鳥獣の生態等に関する助言 有害鳥獣の捕獲
はこだて広域森林組合	林業被害状況調査 被害予防対策推進
函館市農業委員会	農業被害状況調査 被害予防策推進
鳥獣保護管理員	鳥獣全般に関する助言及び情報提供

## (2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
渡島総合振興局保健環境部 環境生活課	実施に関する情報提供および技術的助言、被害状況把握
渡島総合振興局産業振興部 農務課	実施に関する情報提供および技術的助言、農業被害状況把握
渡島農業改良普及センター	農業被害状況把握、情報提供、農家に対する指導助言
渡島総合振興局東部森林室	林業被害状況把握、情報提供、林家に対する指導助言
道南農業共済組合	鳥獣被害情報の提供

## (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

函館市農林水産部農林整備課を中心として、農林業団体や市内狩猟団体と連携しながら、効果的で効率的な捕獲、被害防止の活動を推進する。

## (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

函館市では戸井地域、恵山地域、樅法華地域、南茅部地域に各支所を配置しているため、これらの支所管内で被害防止施策を実施する場合は、各支所との連携を緊密にする。

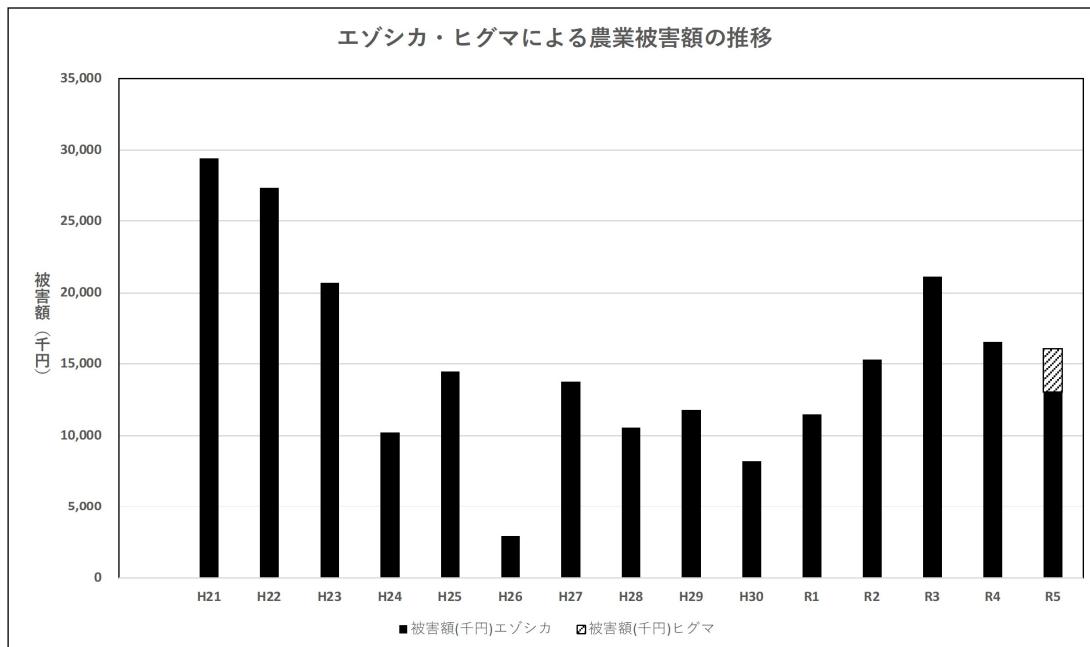
## 7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

エゾシカ	捕獲残滓の放置を防止するため函館市日乃出清掃工場にて焼却処理。 食肉加工施設への搬入。
ヒグマ	試料提供後、皮や肉は有効活用し、それ以外は焼却処理する。

## 8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

エゾシカの食品としての活用に関しては、衛生面や捕獲個体の状態に関する課題も多いが捕獲個体の迅速な処理に努め、食肉加工施設と連携しながら、食品としての利活用を推奨していくとともに、イベント等でジビエの魅力をPRしていく。

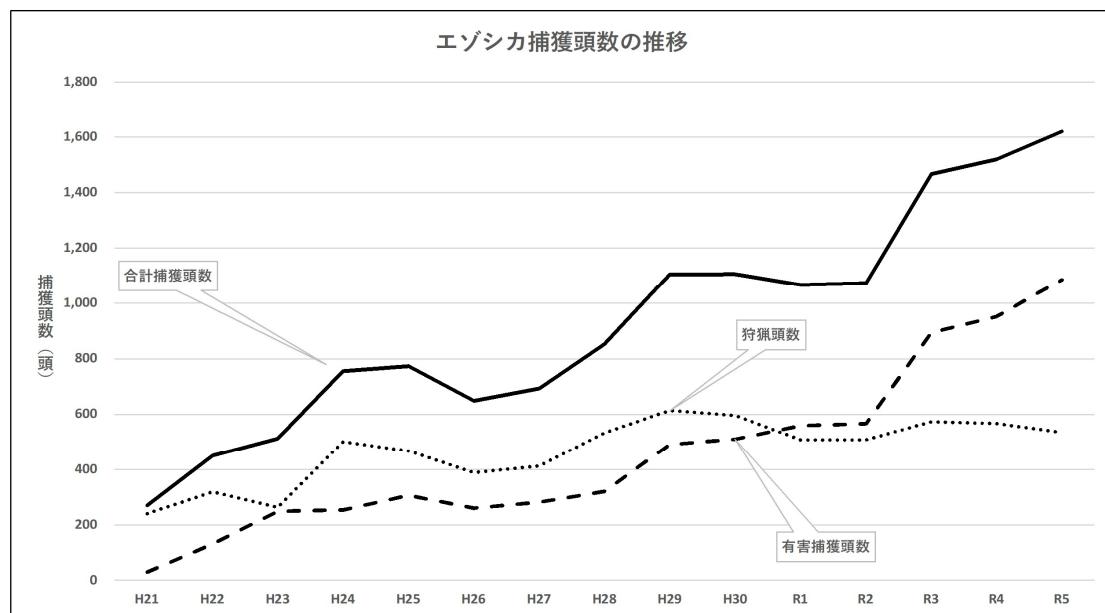
別紙 1



※1 エゾシカ・ヒグマによる農業被害額については、農作物への被害のみを計上している。

※2 令和4年度までエゾシカ・ヒグマ被害を同一で計上していたが令和5年度以降は分けて集計している。

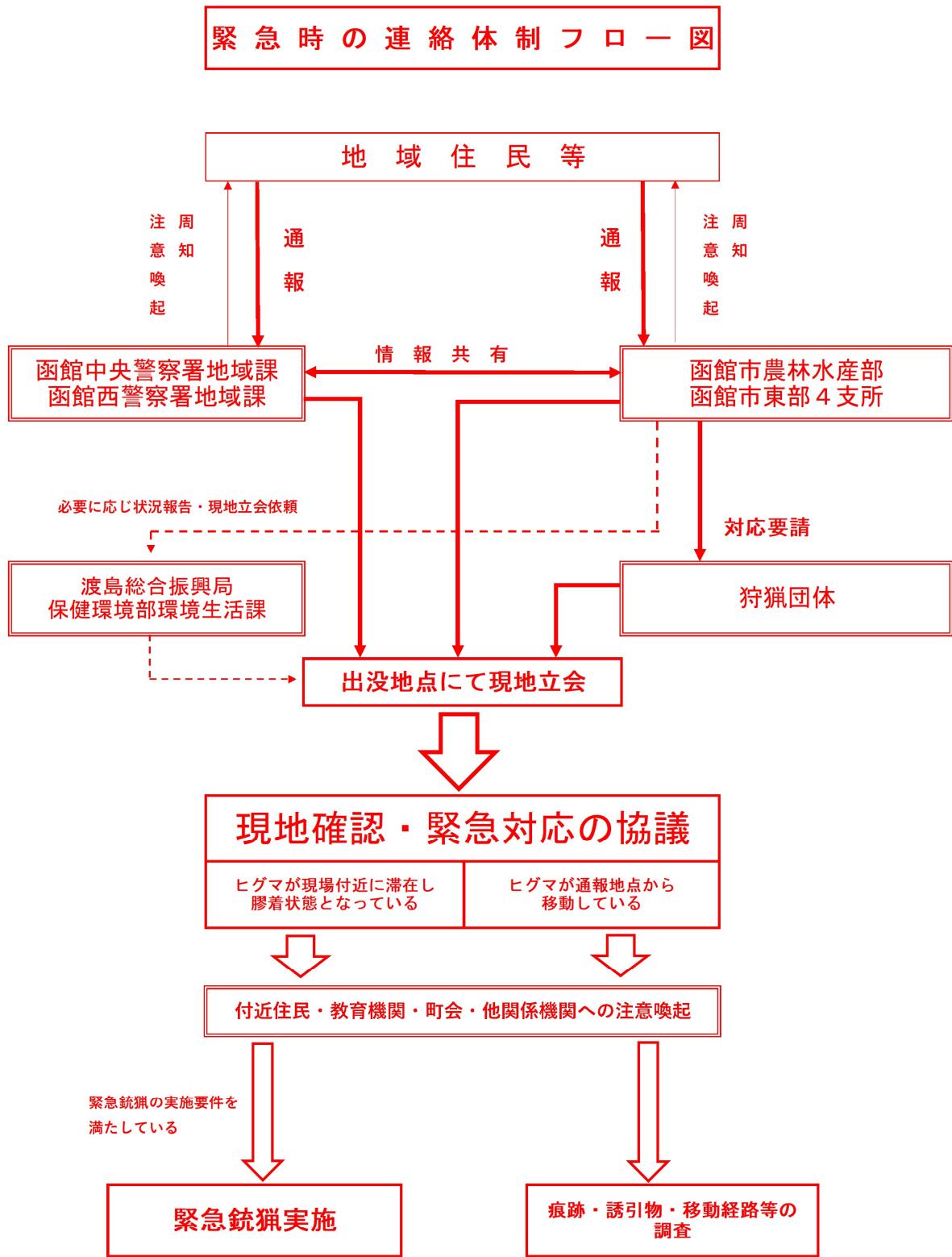
※3 農業被害額については、農業協同組合から集計結果の報告を受け計上している。



狩獵捕獲頭数：狩獵期間（10/1～3/31）において、函館市内で捕獲された頭数。

有害捕獲頭数：鳥獣保護法に基づく捕獲許可を以て函館市内で捕獲された頭数。（市および協議会）

別紙 2



「函館市緊急銃猟マニュアル」による

函館市鳥獣被害防止計画（第6期）（変更案） 新旧対照表

変更後	現行								
<p>2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針</p> <p>(2) 被害の傾向</p> <p>ヒグマ</p> <p>これまでと同様にデントコーンやとうもろこし等の他ニンジンの農業被害が発生しており、令和5年度の被害金額は303万円となっている。</p> <p>また、ヒグマの生息域と接する人家付近での目撃件数や幹線道路・通学路を横断する事例が増えており、市街地付近での徘徊や農地における親子クマの出没など、近隣住民の日常生活や農作業にも影響が出ている。</p> <p>令和7年度には、目撃や痕跡などの通報件数が例年の倍以上となり、市街地や住宅密集地付近における目撃情報等も多数確認されており人の生活を脅かしている。</p>	<p>2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針</p> <p>(2) 被害の傾向</p> <p>ヒグマ</p> <p>これまでと同様にデントコーンやとうもろこし等の他ニンジンの農業被害が発生しており、令和5年度の被害金額は303万円となっている。</p> <p>また、ヒグマの生息域と接する人家付近での目撃件数や幹線道路・通学路を横断する事例が増えており、市街地付近での徘徊や農地における親子クマの出没など、近隣住民の日常生活や農作業にも影響が出ている。</p>								
<p>(3) 被害の軽減目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th><th>現状値 (2023年度 (令和5年度))</th><th>目標値 (2027年度 (令和9年度))</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ヒグマ人身事故発生件数</td><td>0件</td><td>0件</td><td>農林業地域や市民生活の活動域における出没情報の迅速な周知や出没の抑制を図る。</td></tr> </tbody> </table>	指標	現状値 (2023年度 (令和5年度))	目標値 (2027年度 (令和9年度))	備考	ヒグマ人身事故発生件数	0件	0件	農林業地域や市民生活の活動域における出没情報の迅速な周知や出没の抑制を図る。	<p>(3) 被害の軽減目標</p> <p>・・新規指標を追加・・</p>
指標	現状値 (2023年度 (令和5年度))	目標値 (2027年度 (令和9年度))	備考						
ヒグマ人身事故発生件数	0件	0件	農林業地域や市民生活の活動域における出没情報の迅速な周知や出没の抑制を図る。						

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>【ヒグマ】出没情報があった時点でハンター等が出没状況調査を行い、人畜に危害が及ぶ可能性や農作物への被害拡大の可能性を判断する。</p> <p>人畜に危害が及ぶ可能性が高いと判断した場合は、箱わなの設置により捕獲している。</p>	<p>【ヒグマ】市街地付近や住宅密集地付近の銃の使用ができない地域では、出没経路の確認や追跡調査などといった詳細な調査を行う際に危険が伴い、追い払いや捕獲等の対応が困難となっていたが、令和7年に市長の判断のもと銃による捕獲を可能とする「緊急銃猟」が制度化されたため、速やかに緊急銃猟を執行できる体制をつくる必要がある。</p>

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>【ヒグマ】出没情報があった時点でハンター等が出没状況調査を行い、人畜に危害が及ぶ可能性や農作物への被害拡大の可能性を判断する。</p> <p>人畜に危害が及ぶ可能性が高いと判断した場合は、箱わなの設置により捕獲している。</p>	<p>【ヒグマ】市街地付近や住宅密集地付近の銃の使用ができない地域では、出没経路の確認や追跡調査などといった詳細な調査を行う際に危険が伴い、追い払いや捕獲等の対応が困難となっている。</p>

## (5) 今後の取組方針

### 【ヒグマ】

令和5年度は、道内でヒグマによる人身事故が多発したところであり、本市においても市街地への出没が増加傾向にあることから、市、北海道および北海道警察の3者が連携し出没地区に応じた被害の予防対策、市民への注意喚起など被害の未然防止に努める。

また、出没時にはヒグマ出没情報共有システムを活用し関係団体との情報共有や市民への情報発信・注意喚起等を迅速に行うとともに、箱わな等を用いた捕獲や山林区域への追い払いを実施する。

新たに、鳥獣保護管理法の改正により制度化された緊急銃猟について、関係団体の連携と緊急銃猟執行までの手順を共有するため「函館市緊急銃猟マニュアル」を作成し、実施体制を整備するとともに、北海道が策定している第2期ヒグマ管理計画で推奨する、市街地への出没個体数の抑制のための春期管理捕獲の実施や、人とヒグマの空間的なすみ分けによって、軋轢の低減とヒグマの存続を両立させながら被害防止対策を効率的に進めるゾーニング管理を導入するため「函館市ヒグマゾーニング計画」を策定し、設定する区域に沿った被害防止の取り組みを行う。

## (5) 今後の取組方針

### 【ヒグマ】

令和5年度は、道内でヒグマによる人身事故が多発したところであり、本市においても市街地への出没が増加傾向にあることから、市、北海道および北海道警察の3者が連携し出没地区に応じた被害の予防対策、市民への注意喚起など被害の未然防止に努める。

また、出没時にはヒグマ出没情報共有システムを活用し関係団体との情報共有や市民への情報発信・注意喚起等を迅速に行うとともに、箱わな等を用いた捕獲や山林区域への追い払いを実施する。

## 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

- 市内狩猟団体へ委託し捕獲計画の達成に必要な捕獲体制を確保する。
- 函館市鳥獣被害防止対策協議会において農業団体と連携し農業者ハンターの増加に向けて狩猟免許取得講習やくくりワナの貸し出しを行う。
- 市内を数ブロックに分けヒグマ出没時の緊急出動が可能となる班体制を構築する。
- 市街地へのシカの出没が増加傾向にあるため対応可能な体制を確保する。
- 市街地や住宅密集地にヒグマが出没した場合は「函館市緊急銃猟マニュアル」に基づき、市・警察・ハンター・北海道との連携をとり速やかに市民の安全を守る体制を確保する。

## 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

- 市内狩猟団体へ委託し捕獲計画の達成に必要な捕獲体制を確保する。
- 函館市鳥獣被害防止対策協議会において農業団体と連携し農業者ハンターの増加に向けて狩猟免許取得講習やくくりワナの貸し出しを行う。
- 市内を数ブロックに分けヒグマ出没時の緊急出動が可能となる班体制を構築する。
- 市街地へのシカの出没が増加傾向にあるため対応可能な体制を確保する。
- 市街地でヒグマが出没した場合は、警察・ハンター・自治体との連携のもと、市民の安全を守る体制を確保する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
2025年 (令和7年) ～ 2026年 (令和9年)	ヒグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・箱わな設置箇所を選定するため暗視カメラを用いて移動経路を特定。</li> <li>・出没箇所周辺でドローンの赤外線カメラを用いた生息場所の把握。</li> <li>・市街地や住宅密集地における出没を想定し定期的に図上や現地における緊急銃猟の訓練を行う。</li> <li>・ヒグマに対応できるハンターを育成するため、捕獲技術向上の研修会への参加を推進する。</li> </ul>

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
2025年 (令和7年) ～ 2026年 (令和9年)	ヒグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・箱わな設置箇所を選定するため暗視カメラを用いて移動経路を特定。</li> <li>・出没箇所周辺でドローンの赤外線カメラを用いた生息場所の把握。</li> </ul>

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

対象鳥獣	捕獲計画数等の設定の考え方
ヒグマ	<p>北海道ヒグマ管理計画に基づき、出没個体の有害性などを判断し人畜に危害が及ばないよう適切な捕獲を実施する。</p> <p>ただし、市街地や住宅密集地での出没により、人命に危害が及ぶ可能性がある場合は、緊急銃猟等による個体の排除を優先する。</p>

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

対象鳥獣	捕獲計画数等の設定の考え方
ヒグマ	北海道ヒグマ管理計画に基づき、出没個体の有害性などを判断し人畜に危害が及ばないよう適切な捕獲を実施する。

対象鳥獣	捕獲等の取組内容
ヒグマ	<p>春期から秋期にかけての出没時に、農地に近い森林内に留まっている可能性があるため、ドローンによる調査を行う。また、有害性のある問題個体については、銃器や箱わなによる捕獲を実施する。</p> <p>市街地での出没については、警察・ハンター・市 の3者で情報の共有をはかり、緊急銃猟を実施する場合に必要となる無線機器や捕獲者等の安全を確保するためヘルメットやクマスプレー等の備品を備える。</p> <p>函館市ヒグマゾーニング計画に基づき市街地等への侵入を防止する地域において繰り返し出没する個体を捕獲するための箱わなの個数を増やし捕獲体制を強化する。</p>

#### 4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項 (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	2026年度（令和8年 度）	2027年度（令和9年 度）	2028年度（令和10 年度）
エゾシカ	食害、踏み荒らし等の被害があった場合、受益戸数2戸以上連続している場合に電気柵の貸し出しを行う	同左	同左
ヒグマ	移動可能なポータブル電気柵を購入し繰り返し出没が確認された箇所の侵入経路等へ設置する	同左	同左

対象鳥獣	捕獲等の取組内容
ヒグマ	<p>春期から秋期にかけての出没時に、農地に近い森林内に留まっている可能性があるため、ドローンによる調査を行う。また、有害性のある問題個体については、銃器や箱わなによる捕獲を実施する。</p> <p>市街地での出没については、警察・ハンター・自治体の3者で情報の共有をはかり、人畜被害の防止に努める。</p>

#### 4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項 (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	2026年度（令和8年 度）	2027年度（令和9年 度）	2028年度（令和10 年度）
エゾシカ ヒグマ	食害、踏み荒らし等の被害があった場合、受益戸数2戸以上連続している場合に電気柵の貸し出しを行う	同左	同左

(2) その他被害防止に関する取組

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
2025年 (令和7年) ～ 2027年 (令和9年)	ヒ グ マ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出没地区に応じた被害の予防対策</li> <li>・出没情報があり現地でヒグマと確認された場合は、周辺住民、町会、学校等公共施設への注意喚起とSNSを活用し、より広く市民への情報発信を行うほか、危険度が高い場合は観光等の訪問客への情報提供を図る。</li> <li>・市街地等で繰り返し出没が確認された場合は、パトロールを強化し、生ゴミ等の誘引物の除去を行う。</li> <li>・市街地等への侵入経路が確定されたら草刈りや雑木処理などによる緩衝帯の設置を行う。</li> </ul>

(2) その他被害防止に関する取組

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
2025年 (令和7年) ～ 2027年 (令和9年)	ヒ グ マ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出没地区に応じた被害の予防対策</li> </ul>

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体または財産に係る被害が生じ、または生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関の名称	役 割
北海道警察 函館西警察署地域課	通報受付、現場の安全確保、付近住民への広報

(2) 緊急時の連絡体制

別紙2「緊急時の連絡体制フロー図」のとおり

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体または財産に係る被害が生じ、または生じるおそれがある場合の対処に関する事項

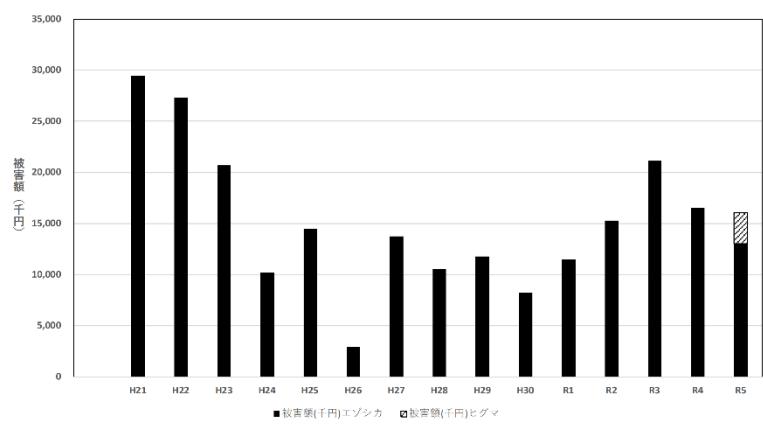
(1) 関係機関等の役割

・新規関係機関を追加・

(2) 緊急時の連絡体制

別紙2「緊急時の連絡体制フロー図」のとおり

エゾシカ・ヒグマによる農業被害額の推移

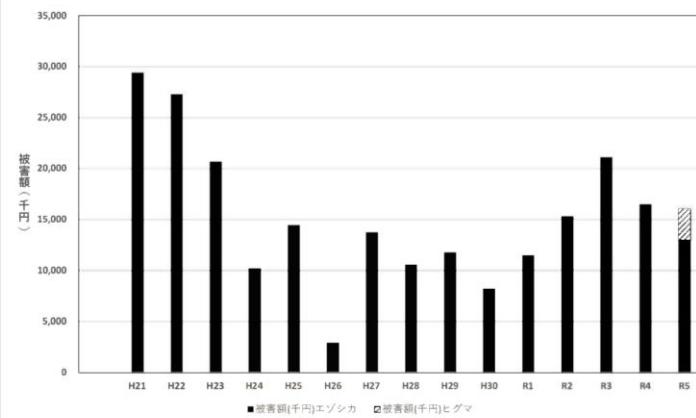


※1 エゾシカ・ヒグマによる農業被害額については、農作物への被害のみを計上している。

※2 令和4年度までエゾシカ・ヒグマ被害を同一で計上していたが令和5年度以降は分けて集計している。

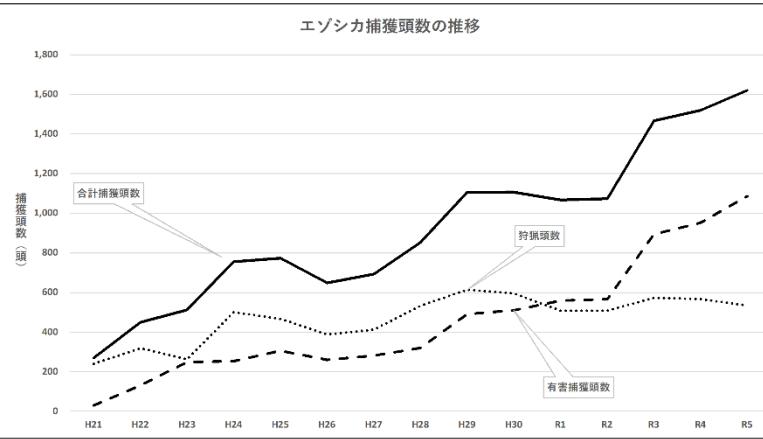
※3 農業被害額については、農業協同組合から集計結果の報告を受け計上している。

エゾシカ・ヒグマによる農業被害額の推移



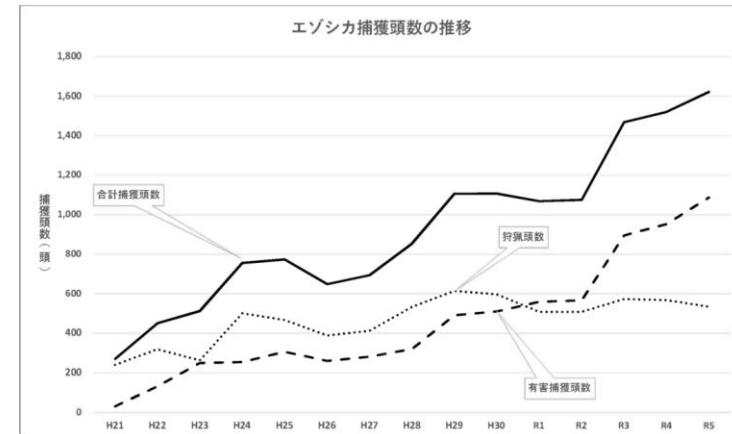
※1 エゾシカ・ヒグマによる農業被害額については、農作物への被害のみを計上している。

※2 農業被害額については、農業協同組合から集計結果の報告を受け計上している。



狩猟捕獲頭数：狩猟期間（10/1～3/31）において、函館市内で捕獲された頭数。

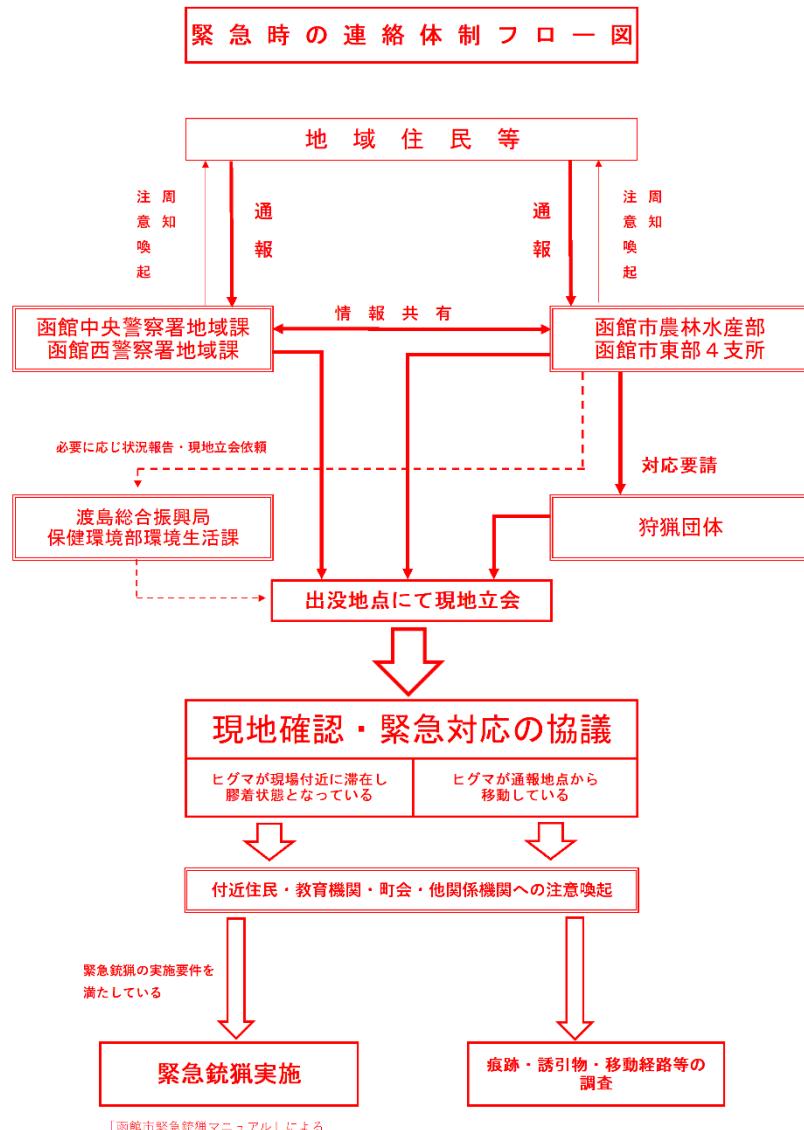
有害捕獲頭数：鳥獣保護法に基づく捕獲許可を以て函館市内で捕獲された頭数。（市および協議会）



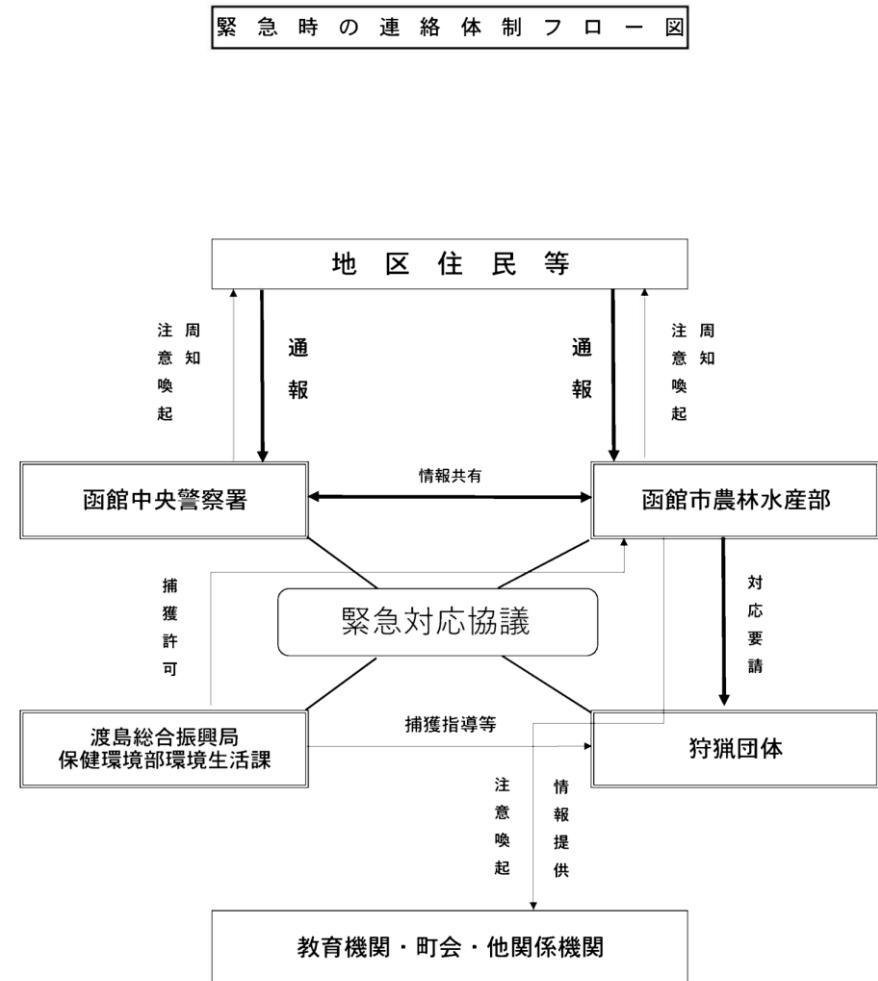
狩猟捕獲頭数：狩猟期間（10/1～3/31）において、函館市内で捕獲された頭数。

有害捕獲頭数：鳥獣保護法に基づく捕獲許可を以て函館市内で捕獲された頭数。（市および協議会）

別紙 2



別紙 2



# 函館市ヒグマゾーニング計画（案）

令和8年 月

## 1. はじめに

### (1) この計画の趣旨

「ゾーニング管理」とは、人と野生動物をすみ分ける手法のひとつです。北海道が令和6年12月に改訂した「北海道ヒグマ管理計画（第2期）」では、ヒグマのゾーニング管理を推奨することが位置付けられました。これを受け函館市では地域の関係者から意見を聞き、ヒグマとのすみ分けに必要な情報を収集しました。この情報をもとにゾーンを設定し、各関係者が共通の理解を持ってヒグマ対策を行うため、この計画を定めました。

### (2) 位置づけ

この計画は、ヒグマ対策を効果的に実施していくために、対応の目安などをあらかじめ定めたものとなります。ヒグマへの対応、特に出没に伴う捕獲の判断などは、その事例に応じた情報に基づき、その安全性を検討することが必要になるため、関係者がこの計画を踏まえた共通認識のもと、スムーズに連携を行い、検討を行います。

また、この計画は対応の目安ですので、特に計画期間等は設けませんが、その運用にあたって不都合が生じないよう、必要に応じて順次修正を行うこととします。

## 2. 各ゾーンの定義

表1のとおり

〈表1：各ゾーンの定義〉

ゾーン	コア生息地	緩衝地帯	防除地域	排除地域
エリア概要	ヒグマ生息域であり健全な個体群の維持（繁殖や生息）を担保するうえで重要な奥山等の地域	ヒグマ生息域でありコア生息地と防除地域・排除地域の間の地域	ヒグマの生息は許容しない地域 農業・水産業など人間活動が盛んな地域	ヒグマの侵入は許容しない地域 市街地、集落内の住居集合地域等の人間の居住地
利用の状況	ヒグマの存在を前提とした限定期的な利用（登山など）	ヒグマとの遭遇を想定した利用	日常的な利用があるが人の目が届かない時間場所も多い	日常的かつ高密度な利用

### 3. 各ゾーンの対応方針

表2のとおり

〈表2：各ゾーンの対応方針〉

	コア生息地	緩衝地帯	防除地域	排除地域
ヒグマへの対応方針	ヒグマの生息に配慮	問題を未然に防ぐ	寄せ付けない・被害を防除	入らせない・入ったらすぐ対応
ヒグマへの取組の方針	・生息地の保全 ・問題個体以外の捕獲は行わない ※春期管理捕獲を除く	・春期管理捕獲による個体数の抑制	・誘引物の適切な管理 ・排除地域への侵入を抑制するための捕獲 ・農業被害等の防止のための捕獲	・市街地への侵入防止 ・侵入時の捕獲体制の整備
(共通) 出没情報の収集・発信、普及啓発・調査研究の促進 (コア生息地・緩衝地帯については必要に応じ実施)				

### 4. ゾーニングマップ

別紙1のとおり

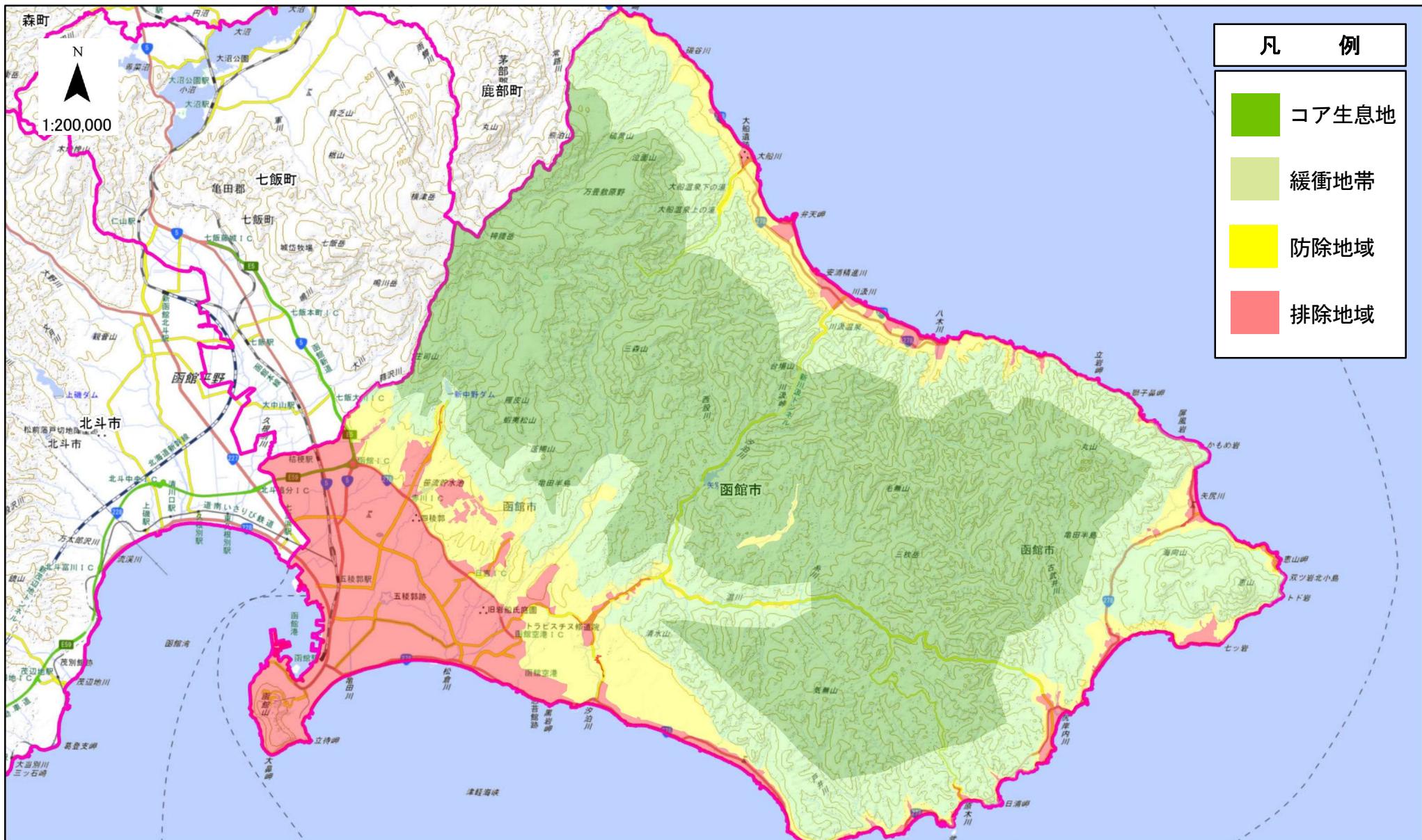
### 5. ゾーンごとの取組及び実施体制

ゾーンごとの取組は表3のとおりであり、ゾーニング管理を通じ、これらの取組を推進するとともに、実施体制の整備と充実を図っていく。

〈表3：ゾーニングの主な取組〉

主な取組	コア生息地	緩衝地帯	防除地域	排除地域
事故防止のための捕獲	—	—	○	○
ゾーニング管理としての捕獲 (被害防止のための個体数管理捕獲)	—	—	○	○
春期管理捕獲	○	○	○	—
目撃情報の収集及び注意喚起	○	○	○	○
電気柵の効果的な設置管理	—	—	○	—
作物残渣と廃棄物（生ごみ等）の適正処理	—	—	○	○
ヒグマ出没時における対応訓練	—	—	○	○
調査研究	○	○	○	○

# 函館市ヒグマゾーニングマップ



[国土地理院 地理院タイル 標準地図(電子国土基本図、小縮尺地図)]

別紙 1